



JASDAQ

平成 19 年 10 月 12 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 シ ー マ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 恩 田 饒
(J A S D A Q ・ コ ー ド 7 6 3 8)
問 合 せ 先 執 行 役 員 資 本 政 策 部 長 柳 田 純 克
電 話 0 3 - 3 5 6 7 - 8 0 9 8

株式会社ジャスダック証券取引所への「改善状況報告書」提出のお知らせ

当社は、平成 19 年 3 月 30 日提出の「改善報告書」に関し、「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」第 23 条の 2 の規定にもとづき、改善措置の実施状況および運用状況を記載した「改善状況報告書」を、本日、別添のとおり株式会社ジャスダック証券取引所に提出しましたので、お知らせします。

なお、平成 19 年 3 月 30 日に提出した「改善報告書」のなかで、しかるべき証券会社に主幹事証券会社としてサポートしていただける内諾を得ている旨の報告をしておりましたが、最終合意には至りませんでした。

かかる状況を受け、当社としては、可及的速やかに、ファイナンスに関するアドバイザーとしてしかるべき証券会社を選定します。

また、当該アドバイザーとなる証券会社が決まり次第、ご報告いたします。

別添書類：「改善状況報告書」、「添付資料」


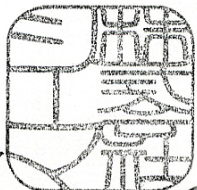
以 上

改善状況報告書

平成19年10月12日

株式会社ジャスダック証券取引所
代表執行役社長 筒井 高志 殿

株式会社 シーマ
代表取締役社長 恩田 饒



はじめに

当社は、平成19年3月30日に提出した「改善報告書」に関して、「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」第23条の2の規定にもとづき、その後6ヵ月(平成19年3月31日～平成19年9月30日：以下、「当報告期間」という。)が経過しましたので、改善措置の実施状況および運用状況を記載した報告書「改善状況報告書」をここに提出します。

I. 「改善報告書」の提出経緯

当社は、平成16年10月25日の取締役会で、「2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行」を、また平成17年1月14日の取締役会において、「1対101の株式分割(無償交付)」を、それぞれ決議し、実施しました。その後、平成17年1月26日に、大株主が「株券消費貸借契約」にもとづき大量の当社株式を貸与するという重要な事象がありましたが、その取引を社内で正確に把握できず、貴証券取引所からの報告照会の要請に対し適切な対応ができませんでした。このような社内における内部管理体制の不備があった結果、平成17年2月4日に、当社株式は、監理ポストに割り当てられました。

これを受け、当社は、企業として独立した経営判断が行えるよう経営陣の抜本的な刷新を行うなど、内部管理体制の強化、改善に鋭意努めました。

その後、株式会社ジャスダック証券取引所による確認の結果、株券上場廃止基準に該当しないと認められたことから、当社株式は、平成19年3月17日付けをもって監理ポストの割当てを解除されるとともに、一般ポストへ復帰しました。

これにあわせ、貴証券取引所は、当社における内部管理体制および適時開示を適切に行うための体制などについて改善の必要性が高いと認め、当社に適時開示規則第23条第1項の規定にもとづき、「改善報告書」の提出をもとめたため、当社は、平成19年3月30日に貴証券取引所に対して「改善報告書」を提出しました。

Ⅱ. 改善措置および当該措置の実施・運用状況

当社は、内部管理体制および適時開示を適切に行うための体制に不備があるとの判断のもと、平成17年2月より改善をはかりました。その後、平成19年3月30日に提出した「改善報告書」において、当社の「問題点」と「対応・改善策とその検証の評価」を報告するとともに、当報告期間においても継続的に当該措置の実施・運用をはかりました。

1. 経営陣の刷新

当社は、創業家一族以外の者を初めて代表取締役社長に選定し、創業家一族かつ大株主の取締役の人員構成比率も低下させるなど、企業として独立した経営判断が行えるよう経営陣の抜本的な刷新を行い、内部管理体制の強化をすすめてきました。

会社経営においては、代表者を中心に、所有と経営が完全に独立したものであるという基本原則を忠実に守り、毅然とした姿勢で臨みました。

さらに、「内部統制システム」、「コーポレート・ガバナンス」、「コンプライアンス」をキーワードに、法令遵守は勿論のこと、より独立性、透明性のある経営をさらに目指す旨、表明しました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においては、当社のさらなる発展および内部管理体制の強化のための人事異動を実施しました。

当社は、平成19年5月28日の取締役会において、当社が新しい発展段階を迎え、新規事業、M&Aにも積極的に取り組んでいきたいとの考えから、今後の発展に向け、取締役会長の白石幸栄に代表権を付与することを決議しました。

白石会長が、代表取締役として営業面に注力することとしたため、ブライダル業界における永年の経験を踏まえ、商品戦略および営業展開をより機動的に実施できるようになったと同時に、代表取締役社長がコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスをはじめ、内部管理に注力することとしたため、より一層の内部管理体制の充実がはかれることになりました。

また、平成19年6月26日の定時株主総会において、営業、商品開発、マーケティングなどの強化をはかるため、営業統括下にあったクリエイティブ部、商品部、商品加工室、商品開発課(当時)を、新設の商品・ブランド統括下に置き、専任取締役を1名増員の8名(取締役1名退任、2名新任)にすることを決議しました。これにより、業務執行における取締役の監視・監督範囲の細分化と明確化がより一層はかられました。

さらに、監査体制の一層の強化をはかるため、監査役1名を増員し4名(社外監査役1

名退任、2名新任)にすることを決議しました。

以上の人事異動により、代表取締役2名の下に統括取締役4名、社外取締役2名を配置し、その下に業務を執行する執行役員(現在6名)を置くことにより、レポートラインおよび責任の所在が明確化され、牽制の効いた内部管理体制が強化されました。加えて、社外監査役1名を増員したことにより、一層実効的な監査体制となりました。

以下は、改善報告書提出時と現在の取締役および監査役のリストです。

【改善報告書提出時】	【現在】
取締役会長 白石 幸栄	代表取締役会長 白石 幸栄
代表取締役社長 恩田 饒	代表取締役社長 恩田 饒
取締役営業統括 雨宮 寛	取締役監査統括 藤内 昌子
取締役監査統括 藤内 昌子	取締役管理統括 今村 二三子
取締役管理統括 今村 二三子	取締役営業統括 田巻 雄太郎(新任)
	取締役商品・ブランド統括 大隣 弘尚(新任)
社外取締役 ジャン・ポール・トルコウスキー	社外取締役 ジャン・ポール・トルコウスキー
社外取締役 リオール・クンスラー	社外取締役 リオール・クンスラー
常勤監査役 吉川 秀雄	常勤監査役 吉川 秀雄
社外監査役 朝井 匡人	社外監査役 朝井 匡人
社外監査役 高橋 礎	社外監査役 宮崎 一成(新任)
	社外監査役 山根 裕一郎(新任)

2. 経営会議の設置（意思決定機能強化・情報の共有化）

当社は、取締役だけの限られた人数ではなく、執行役員を加えた経営陣で十分な議論をつくすとともに、情報の共有化と相互牽制機能を目的に、平成17年6月29日より、新たな協議・意思決定機関として経営会議を設置しました。

経営会議は、原則として月2回以上開催し、資本政策部が事務局となっています。その構成員は、全取締役、全執行役員および常勤監査役です。

また、経営会議の事務局は、付議する議案について、担当部署と事前調整することにより、経営会議で十分な議論ができる体制を構築し、経営会議で決定された後に、取締役会で審議し、決議を行うようにしました。議長が必要と認めた際は、弁護士などの外部専門家を招聘し、専門的見地から広く意見を求め、より慎重な審議を重ねた上で決議が行えるようにしました。(平成17年7月11日～平成19年3月30日の期間、49回の経営会議を開催)

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においては、当社は、経営会議を15回開催しました。

前述Ⅱ.1「経営陣の刷新」で報告のとおり、取締役会長に代表権を付与したことを受けて、取締役会の議長は従前どおり代表取締役社長が務める一方で、平成19年6月26日より経営会議の議長を代表取締役会長が務めることとし、より牽制のきいた、多様な意見交換ができるようになりました。

また、幅広く意見を聴取できるよう、社外監査役に対して、オブザーバーとしての参加を積極的に依頼しました。平成19年6月26日と平成19年8月27日の経営会議には、監査役4名全員が出席しました。

これにより、さまざまな角度から活発な意見が交わされ、取締役会の事前協議機関として相互牽制機能の一層の強化がはかられました。

当報告期間の経営会議開催状況は、以下のとおりです。

【経営会議開催実績（平成19年3月31日～平成19年9月30日）】

年 度	回 次	開催日	出席者（内は総員数）			
			取締役	執行役員	監査役、内【】 は社外監査役	その他 (担当部長等)
H20／3月期	第1回	H19/4/4	5 (7)	6 (7)	1	1
	第2回	H19/4/16	4 (7)	5 (7)	1	2
	第3回	H19/4/27	5 (7)	6 (7)	1	1
	第4回	H19/5/10	5 (7)	7 (7)	3 【2】	2
	第5回	H19/5/14	6 (7)	7 (7)	1	1
	第6回	H19/5/28	5 (7)	7 (7)	1	2
	第7回	H19/6/11	4 (7)	7 (7)	1	1
	第8回	H19/6/18	5 (7)	7 (7)	1	1
	第9回	H19/6/26	8 (8)	5 (6)	4 【3】	2
	第10回	H19/7/17	6 (8)	5 (6)	2 【1】	3
	第11回	H19/7/30	6 (8)	6 (6)	2 【1】	5
	第12回	H19/8/10	6 (8)	6 (6)	2 【1】	2
	第13回	H19/8/27	6 (8)	6 (6)	4 【3】	3
	第14回	H19/9/10	6 (8)	5 (6)	2 【1】	3
	第15回	H19/9/25	6 (8)	6 (6)	3 【2】	3

3. 統括取締役制度の導入（レポートライン・責任所在の明確化）

当社は、平成 17 年 6 月 29 日の定時株主総会で、役員人事を一新し、業務執行における取締役の監視・監督範囲の明確化を目的として、代表取締役以外の常勤取締役を統括取締役とし、担当部署および執行役員の監視・監督ができる体制にしました。各部署において、業務を執行する執行役員の上に統括取締役を配置し、その上に代表取締役を置く組織体制とすることで、健全性・透明性を高め、責任分担の明確化、牽制機能の強化をはかりました。

また、代表取締役社長は、取締役会・経営会議の議長を務めるとともに、代表者として経営の執行状況の監視・監督を行い、内部管理体制および情報開示の最高責任者として、適切な体制の構築に取り組みました。

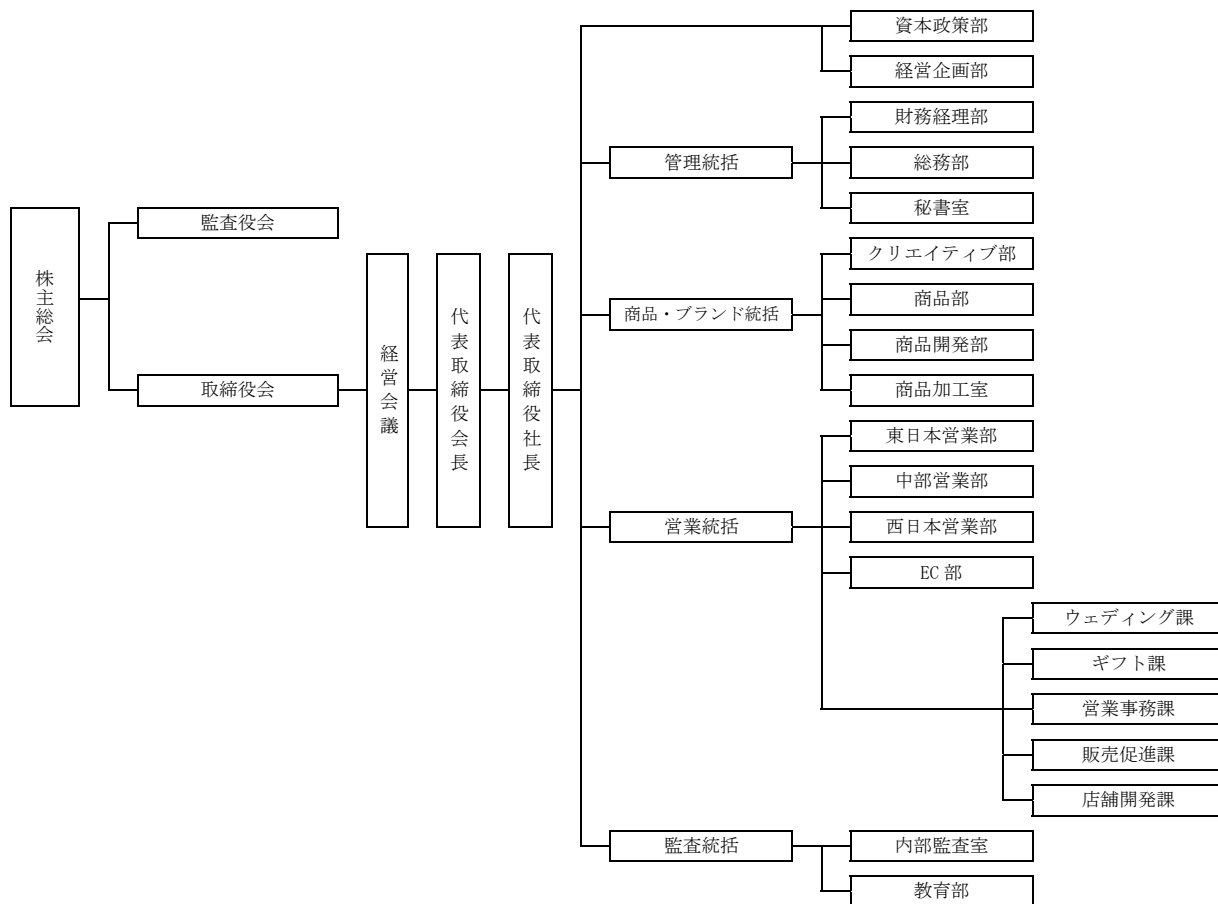
当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においては、前述Ⅱ. 1「経営陣の刷新」で報告のとおり、当社は、平成 19 年 6 月 26 日の定時株主総会で、取締役を 1 名増員し、新たに商品・ブランド統括を配置しました。取締役が 1 名増員したことにより、より細分化された責任体制の明確化がはかられ、業務執行における取締役の監視・監督範囲の明確化および牽制機能の強化がより一層はかられました。

また、前述Ⅱ. 2「経営会議の設置」で報告のとおり、現在は、代表取締役会長が経営会議の議長を務めています。

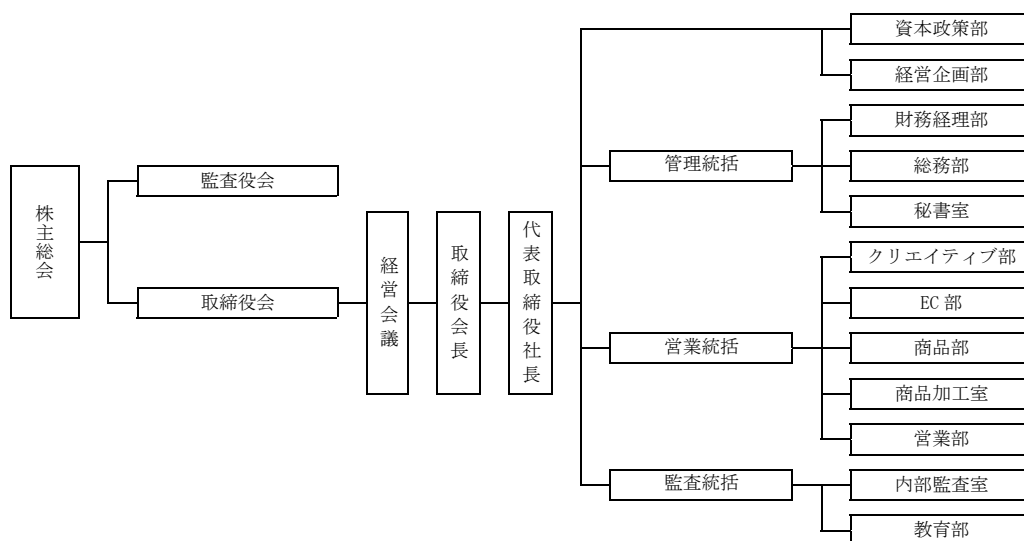
新体制の組織図は、以下のとおりです。

<新組織図> (平成 19 年 6 月 26 日付)



(注) 取締役監査統括は、内部監査室長を兼務しています。

ご参考：旧組織図



4. 貸株に対する対応

当社は、貸株に関しては、当社に事前に相談をしてほしい旨、大株主に申し入れました。

それと同時に、当社の役職員の株式の取引（貸株も含む）については、その取引において事前報告制を今後も徹底し、報告漏れがないよう必ず、「自社株取引予定報告書」および「自社株取引結果報告書」の提出を義務付けました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間における大株主による貸株の発生の事実はありませんでした。大株主には、事前相談の徹底を要請しており、大株主も当社からの要請事項について理解しています。

また、当社の役職員による貸株の発生の事実はありませんでした。

なお、「自社株取引予定報告書」および「自社株取引結果報告書」の提出状況については、後述8.(5)「役職員の自社株式売買などにおける業務フローの作成」に記載しています。

5. 教育部の新設および社内啓蒙活動

当社は、平成17年2月25日に全役職員の教育育成および啓蒙活動のために教育部を新設し、社内研修カリキュラムの中で、全役職員に対し、内部管理体制および情報開示体制に関して積極的に啓蒙活動を行うとともに、上場企業としての責務の認識度向上を目的として、情報開示、社内規程および法令遵守についての社内啓蒙活動を継続的に実施しました。これにより、全社的にさらなる理解度の向上がはかられました。

さらに、行動規範にもとづいた「コーポレート・ガバナンス」、「情報開示」、「リスク管理」など、当社が強化すべき事項をテーマとした講習会および理解度チェックの試験を実施し、上場企業の役職員としての意識の底上げに努めました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においても、当社は、新卒社員および中途採用者を含む職員に対し、教育部による社内研修カリキュラムにおいて、情報開示、内部統制および法令遵守などについての社内啓蒙活動を継続的に実施しました。

また、平成19年6月14日に発生した盗難事件をきっかけとして、盗難リスクに対する内部管理体制の強化の一環として、「セキュリティ」をテーマに、防犯体制と事件発生時の心構えなどに関する講義を、外部専門講師を招き実施しました。

社内研修および理解度調査などの実施状況は、以下のとおりです。

(1) 全職員を対象に、情報開示、内部統制および法令遵守など「行動規範」に関する認識度向上を目的とした社内研修を実施

当報告期間においては、10回実施しました。

実施日	内容	受講者	講師
平成19年4月3日	新入社員研修において「株式会社の仕組みと上場会社について」に関する講義	2007年4月入社の新卒社員 44名	取締役会長（当時）
平成19年4月3日	新入社員研修において「個人情報保護法」に関する講義	2007年4月入社の新卒社員 44名	取締役営業統括（個人情報保護責任者）
平成19年4月24日	フォローアップ研修において「株式会社の仕組みと上場会社について」に関する講義	入社半年から1年以内の中途採用者（新卒社員除く）24名	経営企画部員
平成19年4月24日	フォローアップ研修において「個人情報保護法」に関する講義	入社半年から1年以内の中途採用者（新卒社員除く）24名	取締役営業統括（個人情報保護責任者）
平成19年4月25日	フォローアップ研修において「規程」に関する講義	入社半年から1年以内の中途採用者（新卒社員除く）24名	総務部長
平成19年5月22日	フォローアップ研修において「株式会社の仕組みと上場会社について」に関する講義	入社半年以内の中途採用者（新卒社員除く）35名	経営企画部員
平成19年5月22日	フォローアップ研修において「個人情報保護法」に関する講義	入社半年以内の中途採用者（新卒社員除く）35名	取締役営業統括（個人情報保護責任者）
平成19年5月23日	フォローアップ研修において「規程」に関する講義	入社半年以内の中途採用者（新卒社員除く）35名	総務部長
平成19年6月5日	リーダー研修において「規程」に関する講義	副店長および入社2、3年以上のスタッフ（本社・店舗）31名	総務部長
平成19年6月20日	リーダー研修において「規程」に関する講義	副店長および入社2、3年以上のスタッフ（本社・店舗）29名	総務部長

(2) 責任者を対象に、情報開示、内部統制および関連法令など「行動規範」に関する講義と理解度試験を実施

当報告期間においては、6回実施しました。

実施日	内容	受講者	講師
平成19年4月4日	新任店長研修において講義とテストを実施(上場・インサイダー取引・株主優待に関する内容含む)	新任店長1名、新任副店長3名	資本政策部長
平成19年6月6日	リーダー研修において講義と「リーダー研修試験」実施(上場会社、インサイダー取引規程に関する内容含む)	副店長他31名	資本政策部長
平成19年6月20日	リーダー研修において講義と「リーダー研修試験」実施(上場会社、インサイダー取引規程に関する内容含む)	副店長他29名	資本政策部長
平成19年6月22日	新任店長研修において講義とテストを実施(上場・インサイダー取引・株主優待に関する内容含む)	新任店長3名、新任副店長3名	資本政策部長
平成19年7月25日	新任店長研修において講義とテストを実施(上場・インサイダー取引・株主優待に関する内容含む)	新任店長1名、新任副店長1名	資本政策部長
平成19年9月20日	店長・マネージャー研修において講義と「店長・マネージャー試験」実施(内部統制に関する内容含む)	店長・マネージャー他66名	資本政策部長

(3) 全スタッフを対象に、理解度調査を実施(関連法令・会社組織・社内規程)

当報告期間においては、2回実施しました。

実施日	内容	対象者	所管部署
平成19年7月20日～31日	社内規程、関連法令に関する内容	全スタッフ	内部監査室
平成19年8月22日	フィードバック(集計結果の発表)	全スタッフ	内部監査室

(4) 責任者を対象に、社外講師による情報開示、内部統制および危機管理など「行動規範」関連事項に関する講習会を実施

当報告期間においては、2回実施しました。

実施日	内容	受講者	講師
平成19年9月20日	店長・マネージャー研修において「内部統制」の一環としての「セキュリティ」に関する講義	店長・マネージャー他66名	セコム株式会社講師
平成19年9月20日	店長・マネージャー研修において「内部統制」の一環としての「部下育成」に関する講義	店長・マネージャー他66名	株式会社 阪急キャリアQスクール講師

なお、上記(1)および(3)に記載のスタッフとは、正社員、準社員、契約社員を指す。

6. 外部専門家の登用および活用（人材登用・外部専門サービスの活用）

当社は、平成 18 年 5 月 10 日に、他の上場企業において情報開示の経験を有する実務経験を情報開示担当役員として採用しました。また、当該情報開示担当役員は、代表取締役社長に直接報告する組織にし、適時適切な情報開示ができるような体制にしました。

さらに、会議での審議や開示書類などの提出書類の作成においても、必要がある場合には、弁護士・公認会計士などの外部専門家から、専門的見地に立った意見を求め、より慎重に行うようにしました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においては、平成 18 年 5 月 10 日に採用した情報開示担当役員が一身上の都合により退職したため、平成 19 年 4 月 9 日に、他の上場会社において情報開示の実務経験と、内部管理責任者の資格取得者を情報開示担当役員として採用しました。

また、平成 19 年 6 月 26 日には、内部統制システムに精通した公認会計士を社外監査役に選任しました。

今後も、会議での審議や開示書類などの提出書類の作成においても、必要がある場合には、弁護士・公認会計士などの外部専門家から、専門的見地に立った意見を求め、より慎重に行うようにしていきます。

また、当社が情報開示やその他の業務を遂行するにあたり、相談したサポート機関は以下のとおりです。

【サポート機関】

①法律事務所	野邊寛太郎法律事務所 田辺総合法律事務所 オリック東京法律事務所
②監査法人	ビーエー東京監査法人
③コンサルタント	株式会社 ビジネスバンク パートナーズ （(旧)株式会社 B. B. インキュベーション）
④司法書士	山県司法書士事務所
⑤株主名簿管理人	みずほ信託銀行株式会社
⑥有価証券報告書（半期報告書）などの校閲および印刷	株式会社プロネクサス
⑦招集通知などの校閲および印刷	宝印刷株式会社

7. 内部監査機能の強化（内部監査室の設置および外部機関によるコンサルティング）

当社は、平成 17 年 6 月 29 日より、経営企画部（当時）内にあった内部監査課（当時）を分離し、社長直轄の独立した部署として内部監査室を新設しました。これにより内部監査業務の独立性・適切性の確保をはかりました。内部監査室は、担当統括取締役のもと、専任スタッフ 2 名体制で業務を行っています。

内部監査室の新設にともない、平成 17 年 10 月から平成 18 年 3 月まで、新日本監査法人および㈱B. B. インキュベーション（現、株式会社 ビジネスバンク パートナーズ）によるコンサルティングを受け、内部監査規程をはじめとする社内規程の見直しと内部監査業務における書類の内容およびフォームの改定など、内部監査業務の強化を行いました。

平成 18 年 5 月以降も、内部監査におけるコンサルティング契約（社内管理体制の整備に関する説明・助言ならびにそれに係る実務作業の実施を目的とした契約）を、㈱B. B. インキュベーション（当時）と締結し、部門ごとの内部監査チェックシートおよび社内規程の見直し、内部監査のチェック体制などについて助言・指導を受けると同時に、内部監査への立会いなどにより、強固な内部監査体制の構築に努めました。

平成 18 年 11 月には、全役職員に対し、関連法令と社内規則、業務に関する基礎知識などの「調査（理解度チェック）」を実施しました。さらに、平成 19 年 3 月には、「行動規範」、「インサイダー取引」および社内規則などに関する基礎知識などの「調査 2（理解度チェック）」も実施し、それぞれ集計・分析した結果を「調査（理解度チェック）集計表」としてまとめました。それを教育研修のカリキュラムに反映させ、関連法令や社内規程を遵守する体制の構築に努めました。

内部監査を通じて内部統制のモニタリングを行い、その結果をもとに、内部統制の有効性の向上に役立てました。

平成 19 年 3 月期の内部監査実施状況は、以下のとおりです。

【定期監査】

	実施済み
店 舗	43 店舗（監査計画 43 店舗全店）
部 署	10 部署（監査計画 10 部署全部）

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においても、株式会社 ビジネスバンク パートナーズと内部監査におけるコンサルティング契約を継続し、内部監査のチェック体制などについて助言・指導を受けると同時に、内部監査への立会などを行い、外部機関による客観的なアドバイスのもと、強固な内部監査体制の構築に努めてきました。

今後は、これまでの外部機関からのアドバイスを踏まえ、内部監査が十分に機能発揮できる社内体制の充実に努めていく所存です。

内部監査室員は、「監査計画書」を作成し、「行動規範」および「内部監査チェックシート（各部門共通、部署、店舗）」にもとづいて被監査部門の業務をチェックしました。チェック結果は「監査報告書」に適時まとめ、代表取締役会長、代表取締役社長に報告しました。さらに、改善する必要がある事項に関しては、内部監査室は、「改善指示書」を作成し、被監査部門の部署長、店舗責任者に適切に指示しました。

「改善指示書」を受領した被監査部門の部署長、店舗責任者には、原則として「改善指示書」受領後3週間以内に改善内容を記入した「改善報告書」の提出を義務づけ、改善が確認・検証されるまでフォローアップする体制を構築しました。

また、当社は、グループ全社のコンプライアンス体制を強化するために、当社の「行動規範」の遵守をグループ会社にも徹底していきます。今期からグループ会社に対する内部監査も実施する計画を立てており、「関係会社管理規程」にもとづき適切な経営管理を行います。

当報告期間においては、以上のプロセスにそって、以下のとおり内部監査を実施しました。

【定期監査】（平成 19 年 9 月 30 日現在）

	実施済み
店 舗	26 店舗（監査計画 45 店舗中）
部 署	4 部署（監査計画 14 部署中）
グループ会社	0 社（監査計画 2 社中）

なお、監査実施日、「改善指示書」の指示日および受領日は、以下のとおりです。

監査実施日	被監査部署・店舗	「改善指示書」指示日	「改善報告書」受領日
平成19年4月3日	銀座ダイヤモンドシライシ浜松本店	平成19年4月24日	平成19年5月7日
平成19年4月3日	銀座ダイヤモンドシライシ静岡本店	平成19年4月24日	平成19年5月5日
平成19年4月11日	銀座ダイヤモンドシライシ札幌時計台店	平成19年4月24日	平成19年5月1日
平成19年4月12日	エクセルコダイヤモンド札幌店	平成19年4月24日	平成19年5月1日
平成19年4月16日	クリエイティブ部	平成19年4月24日	平成19年5月7日
平成19年5月7日	銀座ダイヤモンドシライシ東武百貨店池袋店	平成19年5月22日	平成19年5月28日
平成19年5月9日	銀座ダイヤモンドシライシ立川店	平成19年5月22日	平成19年6月2日
平成19年5月14日	エクセルコダイヤモンド高崎店	平成19年6月12日	平成19年6月23日
平成19年5月24日	銀座ダイヤモンドシライシ銀座本店	平成19年6月12日	平成19年6月20日
平成19年6月7日	銀座ダイヤモンドシライシ新潟本店	平成19年6月19日	平成19年7月2日
平成19年6月7日	銀座ダイヤモンドシライシ高崎店	平成19年6月19日	平成19年6月25日
平成19年6月28日	銀座ダイヤモンドシライシ新宿本店	平成19年7月9日	平成19年7月22日
平成19年6月28日	エクセルコダイヤモンド東京本店	平成19年7月9日	平成19年7月19日
平成19年7月10日	銀座ダイヤモンドシライシ金沢本店	平成19年7月31日	平成19年8月10日
平成19年7月11日	銀座ダイヤモンドシライシ富山本店	平成19年7月31日	平成19年8月12日
平成19年7月13日	銀座ダイヤモンドシライシ松山本店	平成19年7月31日	平成19年8月8日
平成19年7月24日	銀座ダイヤモンドシライシ横浜店	平成19年8月9日	平成19年8月20日
平成19年7月25日	銀座ダイヤモンドシライシ神戸本店	平成19年8月9日	平成19年8月20日
平成19年7月26日	エクセルコダイヤモンド神戸店	平成19年8月9日	平成19年8月21日
平成19年8月2日	秘書室	平成19年8月24日	平成19年9月3日
平成19年8月6日	エクセルコダイヤモンド名古屋店	平成19年8月24日	平成19年9月5日
平成19年8月7日	ホワイトベル名古屋店	平成19年8月24日	平成19年9月1日
平成19年8月23日	商品部	平成19年9月3日	平成19年9月16日
平成19年8月29日	エクセルコダイヤモンド小倉店	平成19年9月11日	平成19年9月24日
平成19年8月30日	銀座ダイヤモンドシライシリーガロイールホテル小倉店	平成19年9月11日	平成19年9月22日
平成19年9月4日	銀座ダイヤモンドシライシ大阪本店	平成19年9月21日	平成19年10月4日
平成19年9月5日	エクセルコダイヤモンド心齋橋店	平成19年9月21日	平成19年10月4日
平成19年9月10日	銀座ダイヤモンドシライシ千葉店	平成19年9月21日	平成19年10月4日
平成19年9月13日	財務経理部	平成19年9月27日	平成19年10月10日
平成19年9月27日	銀座ダイヤモンドシライシ長野本店	—	—

8. 情報開示専任部署の設置、適時開示規程の制定および業務の標準化

(1) 情報開示担当役員の責務の明確化（情報開示業務の責任所在および窓口の明確化）

当社は、平成 17 年 2 月 23 日に執行役員経営企画部長（当時）を情報開示担当役員に任命し、情報開示業務における責任の所在および外部との窓口など、これまで不明確であった情報開示担当役員の責務を明確化しました。

また、平成 17 年 6 月 29 日に経営企画部を資本政策部に名称変更し、情報開示担当部署として情報開示業務を集約化しました。同時に、執行役員資本政策部長を情報開示担当役員としました。

なお、情報開示担当役員は、経営会議の構成員として出席し、取締役会においても事務局である総務部とともに参加するなど、情報の共有と、正確かつ迅速な情報開示を可能とする体制としました。

情報開示業務を資本政策部に集約化したことにより、情報開示業務についての管理責任、職務分掌の明確化と機能強化をはかりました。資本政策部は、社長直轄とし、より透明、公正でわかりやすい経営関連情報の開示に努めました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間において、情報開示担当役員は、情報開示業務および外部からの問合せ窓口など、情報開示担当役員の責務に従って業務を遂行しました。

情報開示担当役員は、情報の共有と、正確かつ迅速な情報開示を可能とするため、引続き経営会議は構成員として、取締役会においても事務局である総務部とともに参加しました。

(2) 適時開示規程の制定および改定

当社は、平成 17 年 2 月 23 日に「適時開示規程」を制定し、その後は、貴証券取引所の規則およびその他、関連法令などの変更にともない、随時、改定しました。

情報開示業務の実務に関する権限と責任を資本政策部に一元化すること、および社内各部署の部署長または責任者が情報開示責任者に経営関連情報を報告することを、社内規程に明記しました。さらに、「適時開示規則」にもとづき「適時開示事項一覧」を作成し、社内の開示基準を明確にするとともに、役職員が日常的に確認できるようグループウェアに掲示しました。

情報開示担当役員は、開示した経営関連情報の全役職員への周知徹底を行い、それにより、当社グループとしての適時開示に関する意識の底上げに努めました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間における「適時開示規程」の改定はありませんでした。今後も、貴証券取引所の規則およびその他、関連法令などの変更がある場合には、随時改定していきます。

(3) 情報収集から情報開示に至るまでの業務フローの作成

当社は、発生事実を迅速に情報開示担当役員に集約するシステムを確立しました。重要事項発生時および毎日 19 時までには、各部門の執行役員または責任者が、情報開示担当役員に「開示事項報告書」を提出する仕組みを創設したことにより、公平、均等、正確な情報開示を適時適切に行える体制を整えました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においても、各部署の執行役員または責任者は、「開示事項報告書」を情報開示担当役員に継続的に提出し、適時適切な情報開示を実施しました。

当報告期間に開示した情報開示の種類と案件数および情報開示案件実績などは、以下のとおりです。

【情報開示の種類と案件数】（平成 19 年 3 月 31 日～平成 19 年 9 月 30 日）

情報開示の種類	案件数
決定事実	2 件
発生事実	1 件
決算情報	3 件
PR 情報	9 件

【情報開示案件実績】（平成19年3月31日～平成19年9月30日）

開示日	案件名	種類
平成19年4月16日	人事異動に関するお知らせ	PR情報
平成19年5月10日	内部統制システムの整備に関する基本方針の一部改定について	PR情報
平成19年5月10日	平成19年3月期 決算短信	決算情報
平成19年5月10日	平成19年3月期 決算説明会資料	PR情報
平成19年5月18日	「平成19年3月期 決算短信」および「平成19年3月期 決算説明会資料」の一部訂正について	決算情報
平成19年5月22日	「エクセルコ ダイヤモンド 京都店」開設のお知らせ	PR情報
平成19年5月22日	(訂正)「エクセルコ ダイヤモンド 京都店」開設のお知らせの一部訂正について	PR情報
平成19年5月28日	役員人事の異動および組織の一部改編に関するお知らせ	PR情報
平成19年5月28日	代表取締役の異動(選任)に関するお知らせ	決定事実
平成19年6月14日	強盗事件発生に関するお知らせ	発生事実
平成19年6月18日	子会社の役員異動に関するお知らせ	PR情報
平成19年6月27日	人事異動に関するお知らせ	PR情報
平成19年8月10日	平成20年3月期 第1四半期財務・業績の概況	決算情報
平成19年9月10日	株主優待制度の変更に関するお知らせ	決定事実
平成19年9月20日	「エクセルコ ダイヤモンド 金沢店」開設のお知らせ	PR情報

(4) 情報開示業務フローの改定

当社は、平成17年2月25日より、発生事実、決定事実、決算に関する情報の各項目について、開示までの手順を明確化しました。情報開示担当役員の指導のもと、本業務フローの遵守を徹底し、公平、均等、正確かつ適時適切な情報開示に努めました。

また、その開示資料作成における手順および確認者を明確化し、社内のチェック体制を強化しました。必要がある場合は、顧問弁護士、公認会計士、さらには、社内においても、案件担当者、法務課を含む複数者によるチェックを行うことを義務付けました。

さらに、1つの情報開示案件に関連する他の必要開示事項の有無に関しても、資本政策部および経営会議において、十分に検証しました。後日開示が必要な事項に関しては、資本政策部が管理する「管理部門年間スケジュール」に記載し、情報開示上の漏れのないよう徹底管理しました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においても、情報開示担当役員の指導のもと、「適時開示規程」および「情報開示業務フロー」の遵守を徹底し、情報開示業務フローを適時適切に運用しました。

特に、平成19年6月14日にエクセルコダイヤモンド東京本店にて発生した強盗事件においては、「発生事実における情報収集から適時開示の判断に至るまでの業務フロー」にもとづき、事件発生後速やかに適時開示しました。

(5) 役職員の自社株式売買などにおける業務フローの作成

当社は、平成17年2月25日より、全役職員の自社株式の売買および貸借時における業務フローを明確化しました。当社役職員が自社株式の売買および貸借を行う予定がある場合、その株式数の大小に関わらず「自社株取引予定報告書」および「自社株取引結果報告書」を総務部長に提出することを義務付け、インサイダー取引の防止を含めた牽制機能を強化しました。

平成17年2月25日～平成19年3月31日の期間に申請された自社株取引予定報告書は13件（内、買い6件、売り7件）、自社株取引結果報告書は11件（内、買い4件、売り7件）でした。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間に申請された「自社株取引予定報告書」および「自社株取引結果報告書」の状況は、自社株取引予定報告書が2件（内、買い2件）、自社株取引結果報告書が2件（内、買い2件）でした。詳細は以下のとおりです。いずれも、インサイダー取引の疑義が生じないよう「自社株取引フロー」にもとづき、総務部長と資本政策部長が十分に審議した上で、処理しました。

【「自社株取引予定報告書」の提出状況】

提出日	売り	買い	取引方法	取引予定日
平成19年6月11日	一株	8,500株	市場	6月27日以降
平成19年7月4日	一株	1,000株	市場	7月5日

【「自社株取引結果報告書」の提出状況】

提出日	売り	買い	取引方法	取引日
平成19年7月17日	一株	2,330株	市場	7月10日&11日
平成19年7月5日	一株	1,100株	市場	7月5日

(6) 情報開示業務の改善（業務の標準化）

当社は、情報開示業務の標準化による改善措置に取り組みました。そのツールとして、「適時開示規程」と「情報開示業務フロー」にもとづき、「情報開示チェックシート」（平成 17 年 2 月導入）、「対外向け文書のルール集」（平成 18 年 7 月導入）、「フロー&スケジュール」（平成 18 年 7 月導入）の 3 つを活用しました。

その他に、業務を効率的に行うために「管理部門年間スケジュール」、「開示・提出事項一覧表（ジャスダック証券取引所および財務局への提出書類一覧）」、「グループウェア」の 3 つを作成、活用しました。

これらは、いずれも関連法令や情報開示の諸規則にもとづき情報開示関連の業務をピックアップし作成したものであり、開示資料や提出書類の遅延が起きないように業務の進捗を資本政策部の責任者がチェックできるようになっています。

「管理部門年間スケジュール」は、管理部門全般の業務についても、連携を密にし、情報開示業務が漏れなく遂行できるような仕組みを整えました。（平成 18 年 5 月 24 日～）

また、情報開示に関する窓口の統一化により、貴証券取引所の要請に対して適切な対応ができるようになりました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においても、当社は、情報開示業務の改善として導入したツール（「情報開示チェックシート」、「対外向け文書のルール集」、「フロー&スケジュール」）を引続き活用して、情報開示を行いました。

これらのツールを継続的に活用したことにより、業務の標準化、業務の計画性、開示資料の適確性、論理的な誤りや誤字・脱字などのケアレスミスの発生防止などが改善され、適時適切な情報開示を行える仕組みが定着しました。

9. 配当政策について（10株を1株に株式併合）

当社は、「1対101の株式分割（無償交付）」による大量の株式発行に起因する配当政策などへの悪影響も考慮し、株主や投資者の利便性および効率性の向上を目的として、平成18年6月1日付けで10株を1株に株式併合しました。

これにより、発行済株式数は約18億3,765万株から約1億8,376万株に減少し、配当金も1円未満の端数がなくなり、株主や投資者にわかりやすい配当政策が取れるようにしました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間において、株式市場に悪影響をあたえるような資本政策は実施しませんでした。当社の発行済株式数に変更はなく、年間配当金も1株あたり1円の配当政策を実施しましたので、配当金に1円未満の端数が発生するなどの問題もなく、株主や投資者にわかりやすい配当政策が実施されました。

Ⅲ. 今後の対応として掲げた項目にかかわる進捗状況

1. 内部統制

(1) 内部統制システム構築と「行動規範」の制定、および関連規程の改定

当社は、平成18年5月10日に、「内部統制システムの整備に関する基本方針について」を定め、「業務の有効性および効率性」、「業務の適正性」、「事業活動にかかる法令遵守」の3つの目的を達成するために、効果的な内部統制システムの整備・構築を進めました。

平成18年5月31日には、貴証券取引所に企業統治の基本方針を定めた「コーポレート・ガバナンス報告書」を提出しました。同報告書の中で、「企業の存続を脅かさない」、「企業倫理と法令遵守（コンプライアンス）」、「公開会社としての責務」、「効率経営」、「ステークホルダーとの関係」の5つの観点にもとづき、企業統治（コーポレート・ガバナンス）が健全に機能するように取り組む決意を表明しました。

また、平成19年2月20日に、法令遵守と社内体制の整備をさらに推進するために「行動規範」を制定し、ステークホルダーとの共栄および社会との共生を目指し、その実現のためにさらなる経営努力をしていく旨、表明しました。

内部統制の構築においては、代表取締役社長は、取締役会・経営会議の議長を務めるとともに、代表者として経営の執行状況の監視・監督を行っています。さらに、内部管理体制および情報開示の最高責任者として、株主をはじめとしたステークホルダーや市場関係者から、より信頼される企業経営を目指す旨、宣言しました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当社は、以下の2つの開示資料において、各種社内規程の整備にともない、具体的な規程名を記載するなどの改定を行いました。

- ・「コーポレート・ガバナンス報告書」(平成19年6月27日改定、添付資料1参照)
- ・「内部統制システムの整備に関する基本方針について」(平成19年5月10日改定、添付資料2参照)

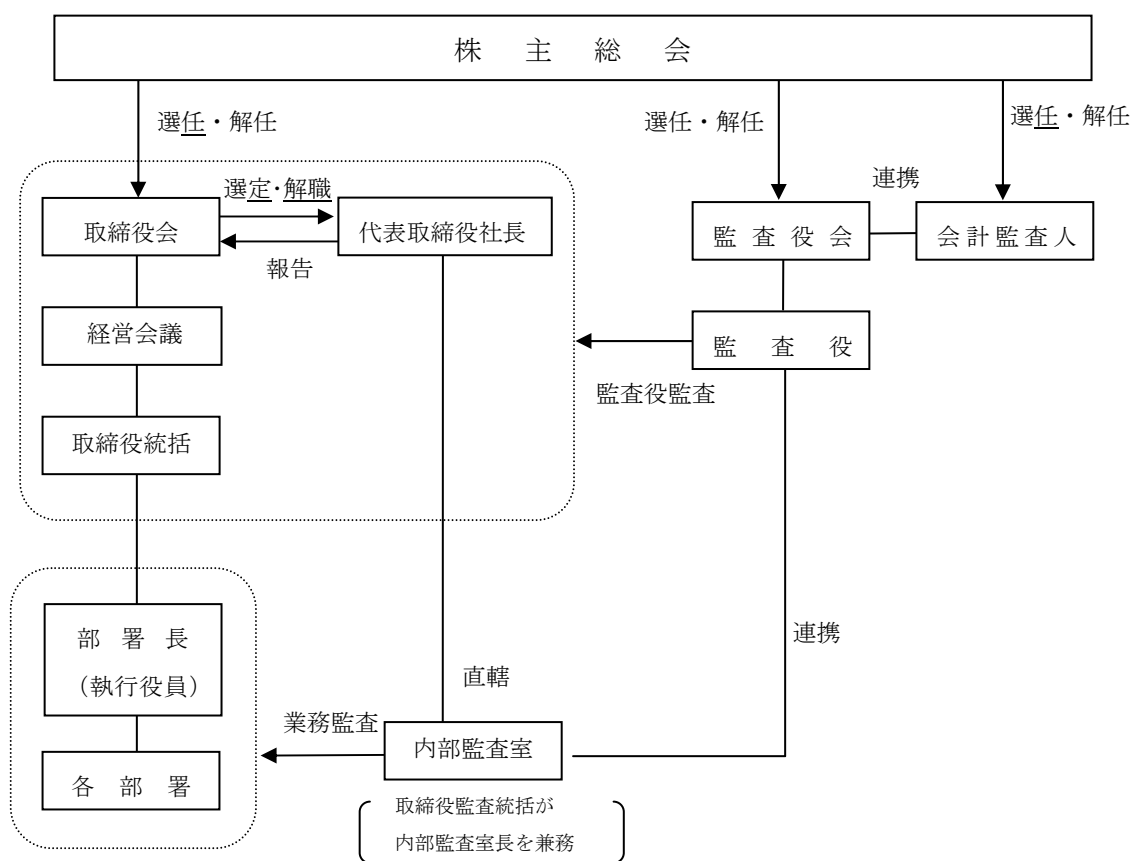
なお、前述Ⅱ. 2「経営会議の設置」で報告のとおり、現在は、代表取締役会長が経営会議の議長を務めています。

(2) 強固な企業統治システムの構築

当社は、企業統治をさらに強固なものにするために経営会議および取締役統括、内部監査室を新設しましたが、さらに、業務執行および監視・監督の機構を構築しました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においては、上項(1)「内部統制システム構築と行動規範の制定、および関連規程の改定」で報告のとおり「コーポレート・ガバナンス報告書」が改定され、企業統治の模式図を以下のとおり修正しました。(修正箇所は下線部)



(3) 「行動規範」の周知徹底

当社は、「行動規範」を全役職員に、より周知徹底させる体制を構築し、そのための教育研修を会社全体および部署ごとに実施しました。さらに、教育研修による効果を検証するために、理解度テストを実施し、全役職員が一定の基準以上の評価を得るまで継続的な教育研修を実施しました。

また、内部監査室と常勤監査役が連携し、「行動規範」の遵守状況をモニタリングし、そ

のモニタリング活動と内容については、定期的に取り締役会、経営会議、監査役会に報告する旨、表明し、実施・運用しました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においても前述Ⅱ. 5「教育部の新設および社内啓蒙活動」で報告のとおり、教育部による社内研修カリキュラムにおいて、全役職員に対し「行動規範」の遵守などについての社内啓蒙活動を継続的に実施しました。

(4) 株主や投資者などからの牽制体制（社外からの牽制体制）の確立

当社では、平成17年10月より、株主や投資者からのご意見・ご質問を聴取するための専用電話を設置しました。その専用電話を通じて得た株主や投資者などからの意見・質問をまとめ、代表取締役社長に担当者が定期的に報告しています。

また、第12期（平成17年4月～平成18年3月末）より、事業報告書を通じて株主アンケートを実施し、その結果を取締役会長、代表取締役社長に報告すると同時に、必要があれば経営会議で対応策などを協議する体制をしいています。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間における株主、投資者、プレスからの問合せ件数は、以下のとおりです。開示した経営関連情報については、資本政策部IR・情報開示課が窓口となり、その質問や回答に誠実に対応すると同時に、質疑応答内容を記録し、レポートとして代表取締役会長、代表取締役社長に毎週報告しました。

【平成19年3月31日～9月30日】

問合せの種類	問合せ件数
株主	50件
投資者	5件
プレス	7件

また、事業報告書（第13期より名称を「コーポレート・レポート」に変更）を通じて実施した株主アンケートは、平成19年6月26日の第13期定時株主総会終了後に全株主宛に送付し、平成19年6月27日～平成19年9月30日の期間に回収したアンケート回答件数は373件で、集計結果は、代表取締役会長、代表取締役社長に適宜報告されました。

今後も、社内や外部専門家だけではなく、株主や投資者などからも広く意見を集め、経営に反映すると同時に、適時適切な情報開示を実施し、「行動規範」に記載しているようにステークホルダーとの信頼関係の確保に努めてまいります。

(5) 日本版SOX法への対応について

当社は、日本版SOX法が適用される平成21年3月期に向け、適正な内部統制システムの構築を推進します。具体的には、平成19年12月末までにリスクの洗い出し、文書化、さらに、平成20年1月よりそのテストランを開始し、内部統制システムの実効性を高め、危機管理の徹底をはかり、上場企業としての責務を果たしていく旨、表明しました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においては、金融商品取引法にもとづく内部統制報告制度などに関し、経営企画部長を委員長とする準備委員会を編成するとともに、関連セミナーや他社から情報を収集し、ビーエー東京監査法人および株式会社 ビジネスバンク パートナーズなどから助言を受け、今後の工程表を作成するなど、着実に準備を進めてきました。

具体的には、平成19年12月末までに業務フロー、業務記述書、RCM（リスク・コントロール・マトリックス）などの書類作成を完了させます。

平成20年1月からは、そのテストランを開始し、平成20年4月より同システムの本格的運用ができるように計画しています。これにより、内部統制と危機管理の徹底をはかりながら、上場企業としての責務を果たしていきます。

なお、平成19年10月1日～平成19年12月28日の期間に実施予定のスケジュールは、添付資料3のとおりです。

- ・「日本版SOX法に向けての今後の取組み」（添付資料3）

2. 主幹事証券会社

(1) 主幹事証券会社の選定および主幹事証券会社への協力依頼

当社は、上場企業としての責務を全うするため、外部のアドバイザーとして主幹事証券会社を選定する旨、表明しました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

平成 19 年 3 月 30 日に提出した「改善報告書」のなかで、しかるべき証券会社に主幹事証券会社としてサポートしていただける内諾を得ている旨の報告をしておりましたが、当報告期間において、当該証券会社と交渉を続けましたが、最終合意には至りませんでした。

かかる状況を受け、当社としては、可及的速やかに、ファイナンスに関するアドバイザーとして、しかるべき証券会社を選定します。

また、当該アドバイザーとなる証券会社が決まり次第、ご報告いたします。

3. 大株主に対する対応

(1) 大株主「さくら画廊」との関係

当社は、大株主である「さくら画廊」および「ギャラリー白石」に対し、今後は以下のとおり対応していく旨、表明しました。

- (イ) 「さくら画廊」に対し、その保有する当社株式 (21.98%) を全株売却するよう依頼する。
- (ロ) 「さくら画廊」および「ギャラリー白石」との取引は、今後一切しない。
- (ハ) 「さくら画廊」および「ギャラリー白石」との人的交流は、今後一切しない。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

- (イ) 「さくら画廊」に対し、その保有する当社株式 (21.98%) を全株売却するよう依頼していましたが、実際には、下記 (2) 「大株主への対応」で報告のとおり、その一部が売却されました。今後も引き続き、全株売却を依頼していきます。
- (ロ) 「さくら画廊」および「ギャラリー白石」との取引は、一切していません。
- (ハ) 「さくら画廊」および「ギャラリー白石」との人的交流は、一切していません。

(2) 大株主への対応

当社は、大株主に対して、株式の取引が発生した場合は、必ず、すみやかに「大量保有報告書」のコピーの提出を依頼し、取引についてのできるだけ早い情報の収集に努めていく旨、表明しました。

また、大株主の株式取引の報告については、総務部長が担当していることを大株主に周知徹底し、窓口の明確化により、情報が遅れたり、正しく伝達しない状況の防止をはかりました。

当社は、大株主に対し、同族経営からの脱却および流動性向上の観点から、持株比率の低減について検討してもらうよう要請すると同時に、すべての株式取引について慎重な姿勢で臨むよう要請しました。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間においては、当社は、大株主である「さくら画廊」より、当社株式 1,859,250 株を売却した旨の「大量保有報告書の変更報告書」のコピーを平成 19 年 8 月 8 日に受領しました。

平成 19 年 9 月 21 日には、さらに、当社株式 1,813,750 株を売却した旨の報告があり、合計で 3,673,000 株の売却となりました。(発行株式数に占める割合は合計で 1.999%)

今回の売却により、「さくら画廊」の議決権に占める持株比率は19.999%となりました。
「さくら画廊」による当社株式の売却期間および売却株数は、以下のとおりです。

売却期間	売却株数
平成19年7月13日～平成19年8月7日	1,859,250株
平成19年8月14日～平成19年9月20日	1,813,750株
合 計	3,673,000株

その他、創業家一族にかかわる当社株式の売買に関する報告はありませんでした。

4. 今後の改善計画

当社は、上場企業としての責務を全うするため、継続して内部管理体制のさらなる強化をはかる旨、表明しました。

1. 内部統制システムの構築
 - ①内部統制システムの整備に関する基本方針の策定
 - ②コーポレート・ガバナンス報告書
 - ③「行動規範」の周知徹底（企業倫理・法令遵守）
 - ④社内規程の整備および周知徹底
 - ⑤教育部による研修・勉強会および理解度試験などの実施
 - ⑥内部監査の実施とフォローアップ
 - ⑦株主アンケートの実施
 - ⑧株主、投資者からの意見の聴取（電話・ホームページ）
 - ⑨ホイッスルラインによる通報体制^{※1}
 - ⑩法令および諸規則などの変更にとまなう社内規則の改定
2. 日本版SOX法への対応
 - ①現状分析とリスクの洗い出し
 - ②業務の標準化
 - ③テストラン
 - ④運用
3. 経営会議の開催
4. 改善計画の検証
5. 主幹事証券会社への協力依頼
6. 大株主に対する対応

※1 ホイッスルラインの設置

法令上疑義のある行為などについて、従業員が代表取締役もしくは常勤監査役宛に直接情報提供を行うことのできるホイッスルラインを設置し、社内における通報体制を確立しています。

当報告期間における当該措置の実施・運用状況は、以下のとおりです。

当報告期間において前述Ⅱ.「改善措置および当該措置の実施・運用状況」のとおり、着実に実施・運用してきました。

なお、上記1. ⑨「ホイッスルラインによる通報体制」および4.「改善計画の検証」については、以下のとおりです。

(1) ホイッスルラインによる通報体制および運用状況

法令上疑義のある行為などについて、従業員が代表取締役もしくは常勤監査役宛に直接情報提供を行うことのできるホイッスルラインを設置し、社内における通報体制を確立し、適宜運用しました。当報告期間における通報はありませんでした。

(2) 改善計画の検証状況

当社は、平成19年3月30日に貴証券取引所へ提出した「改善報告書」に記載の「4. 今後の改善計画」の実施状況において、改善の状況および、その検証を行うことを目的として、代表取締役会長、代表取締役社長、教育部長兼内部監査室長（取締役監査統括）、総務部長、財務経理部長、経営企画部長、資本政策部長、常勤監査役をメンバーとする「改善状況検証委員会」を平成19年6月4日に発足し、当報告期間に4回のミーティングを実施しました。検証結果は、本改善状況報告書で報告のとおりです。

本「改善状況報告書」提出後は、「改善状況検証委員会」の任は経営会議に引き継がれ、すべての改善事項に関する検証を経営会議で今後も継続的に実施してまいります。

【改善計画の検証実施状況】

実施日	内容
平成19年6月11日	第1回「改善報告書」に関する改善措置の実施・運用状況の検証
平成19年7月30日	第2回「改善報告書」に関する改善措置の実施・運用状況の検証
平成19年8月27日	第3回「改善報告書」に関する改善措置の実施・運用状況の検証
平成19年9月10日	第4回「改善報告書」に関する改善措置の実施・運用状況の検証

IV. 今後の取組みと当社の決意

当社は、上場企業としての社会的責務を全うし、企業としての永続性をはかるため、会社経営においては、代表者を中心に、経営は所有から独立したものという基本理念のもと、企業としてのコーポレート・ガバナンス体制の強化に努めてまいります。

具体的には、これまでも経営会議の設置、社外監査役の増員、内部監査室の設置・強化、情報開示体制の確立、行動規範の制定・周知徹底などにより、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めてまいりましたが、今後も日本版SOX法に沿った内部統制の強化およびコンプライアンス体制の拡充などにより、コーポレート・ガバナンス体制の強化に努めてまいります。

上記目標の達成のためには、取締役会や経営会議では勿論のこと、全役職員が活発に発言できる企業文化・風土の確立も重要であると考えております。

以上の内容を盛り込んだ、本「改善状況報告書」を提出し、すべての改善事項に関して、全役職員一丸となり気を緩めることなく今後も取り組んでまいります。

むすびに

当社株式は、平成19年3月17日をもって監理ポストの割当てを解除され、一般ポストに復帰することができました。これは、当社役職員一人ひとりが上場企業としての責務を認識し、内部管理体制の強化を推進してきた結果だと理解しています。

当社は、これからも全役職員一丸となって、法令遵守は勿論のこと、企業倫理にもとづき、透明性の高い経営と適時適切な情報開示を行い、信頼回復と企業成長による企業価値の向上に努めることで、投資者に安心して投資していただける会社の確立に努めてまいります。

以上

最終更新日：2007年6月27日

株式会社シーマ

代表取締役社長 恩田 饒
問合せ先：執行役員 資本政策部長 柳田 純克
証券コード：7638
<http://www.cima-ir.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1) はじめに

「コーポレート・ガバナンス」という英語は、わが国では「企業統治」と訳されております。しかしながら、この2つの言葉の間には、若干のニュアンスの相違があるように思われます。アメリカ流の「コーポレート・ガバナンス」は、「企業は誰のものであるか」、「企業統治のためには、各々のステークホルダーがどのようなバランスでかかわっていくのが良いのか」など、ステークホルダーのバランス論のようなニュアンスが強いように思われます。

一方、日本語の「企業統治」という言葉は、「企業内のガバナンスの問題」としての色彩が強いように思われます。

今回の「コーポレート・ガバナンス」という命題は、「企業統治」という観点から考察した内容を、当社の「コーポレート・ガバナンス報告書」として、とりまとめております。

(2) 基本的な考え方

企業統治(コーポレート・ガバナンス)は、以下の5つの観点が重要であると考えております。

- ①「企業の存続を脅かさない」という観点
- ②「企業倫理とコンプライアンス」の観点
- ③「上場会社としての責務」としての観点
- ④「効率経営」としての観点
- ⑤「ステークホルダーとの関係」という観点

以下、各項目につきまして、考え方を記載します。

①「企業の存続を脅かさない」という観点

企業は、永続していなければならない組織であります。数年前にも、売上高 1,000 億円を超える企業が「企業統治」の欠如で倒産し、世間を驚かせました。

企業経営にとって最も大切な視点は、「会社を倒産させない」ということだと思います。この観点からの「企業統治」が何にもまして重要視されなければなりません。この観点から、以下の諸点が重要です。

- a. リスクの分類、予防、回避、対応。
- b. 大株主の過剰介入。
- c. ワンマン経営の排除。
- d. 犯罪行為の防止。

②「企業倫理とコンプライアンス」の観点

企業は、社会的存在であり、遵法精神が不可欠です。しかし、法律・規則にのっとれば、何をやってもよいというものではありません。企業倫理上の判断が常に求められます。この観点から、以下の諸点が重要です。

- a. 法令違反を行っていないかどうか。
- b. 適法でも、企業倫理上、許されるかどうか。

③「上場会社としての責務」としての観点

関係者だけが株主となっている非上場会社と異なり、不特定多数の株主が存在し、企業規模も大きい上場企業では、そのための責務が存在すると考えられます。

- a. 適時適切な情報開示。
- b. 情報開示の迅速、公平性。
- c. 粉飾決算の防止。
- d. 企業内におけるチェック体制。
- e. 内部監査。
- f. 監査役の責務の増大。
- g. CSR(社会的責任)の認識。
- h. 社会の公器としての認識。

④「効率経営」としての観点

企業は、ボランティア集団や大学の同友会などと異なり、利益をあげなければ存続できません。効率経営のための企業統治は、この観点から重要です。

- a. 企業価値、株主利益の最大化のための企業統治。
- b. 経営の効率化。
- c. 役職員の権限と責任の明確化。

⑤「ステークホルダーとの関係」という観点

企業には、株主、経営者、従業員、お客様、その他多くのステークホルダーが関与しています。米国では、株主の権限が強大化して問題となりました。わが国では、経営者の権限が米国に比較して強大で、時には債権者であるメインバンクが企業経営に多大の影響を与えました。その観点から、ステークホルダーとの良好な関係は、企業統治上、重要になります。

- a. ステークホルダー間のバランス。
- b. 顧客重視の発想。
- c. ES(従業員満足度)の向上がCS(顧客満足度)につながる。

以上の観点を踏まえ、当社は、「企業統治」の関係機関として、以下のものを設置しております。

●株主総会

株主総会は、当社の株主によって構成される機関であり、当社における最高意思決定機関であります。

平成19年3月31日現在の総株主数は33,012人(前年比5.6%減)となっており、株主総会において、十分な理解のもとに、意思決定していただけるよう努めております。

●取締役会

取締役会は、当社の経営の中心的役割を担っています。

取締役の員数を8名(うち2名は社外取締役)と少数精鋭の構成となっています。スピーディーな意思決定を行うとともに、経営の透明性およびアカウンタビリティの向上を重視し、本来の機能である全社的意思決定および業務執行に対する監督機能を、よりの確に果たせるようにしています。

また、社外取締役2名は、いずれも当社が販売するダイヤモンドの仕入先である「EXELCO N.V.」の社長および「F.T.K. BVBA Worldwide Manufacturing」のマネージング・ディレクターであります。全社的意思決定機能および業務執行に対する監督機能の妥当性を監視、チェックする役割を担っております。

なお、社外取締役2名による当社株式の保有はありません。

●経営会議

当社は、平成17年6月に、取締役、監査役および執行役員によって構成される経営会議を設置し、原則として、月2回以上開催しております。

この経営会議は、取締役会に付議される事項について事前に検討する機能を有するとともに、取締役、監査役だけでなく、執行役員も出席することにより、情報の共有化および相互牽制機能の向上に役立っております。

また、経営会議に付議された案件について、議長が必要と認めた場合には、社外専門家(弁護士、会計士など)を招聘し、専門的見地からも幅広い意見を求めた上で、慎重に協議し、決議しております。

●取締役統括制度

当社は、平成17年6月に、牽制機能の向上および業務執行の監督範囲の明確化を目的として、取締役統括制度を導入しております。執行役員が業務執行を担当し、それを統括する取締役が監督するという仕組みにより、明確な業務分掌と責任体制を構築しております。

●執行役員

当社は、業務執行と監督における権限・責任の明確化と意思決定の迅速化をはかるため、執行役員制度を導入しております。

取締役会にて選任される執行役員は、取締役統括の監督下において、各担当分野における業務執行上の責任者としての役割を担っております。

●監査役会

当社は、監査役設置会社形態を採用しております。監査役4名(うち1名は常勤監査役)で構成される監査役会は、監査の方針、会社の業務および財産状況の調査、その他の監査役の職務執行に関する事項を定め、監査を実施しております。

監査役会は年4回(3ヵ月毎)の定例会に加え、必要に応じ適宜開催し、監査役相互の情報の共有化をはかっております。

また、監査役は、取締役会および経営会議などの重要な会議に出席し、経営を監視しております。

なお、当社と監査役との利害関係につきましては、社外監査役 1 名が取締役を務める会社に、当社の内部監査の独立性・適切性を保つためのコンサルティング(社内管理体制の整備ならびにそれにかかる実務作業の実施を目的とした業務についての説明・助言)を委託しておりますが、社外監査役の立場に反する利害関係はありません。

●内部監査室

代表取締役社長直轄の組織として内部監査室(取締役含め担当者 3 名)を設置し、全ての部署・店舗を対象に業務の遂行状況、法令・規則および社内規程の遵守状況の内部監査を定期的実施しております。また、この業務監査の結果は、内部監査報告書として直接会長、社長に報告されると同時に、監査役にも提出されています。

●監査法人

当社は、会計監査人につきましては、ピーエー東京監査法人に委嘱し、会社法監査および証券取引法監査(計算書類などに対する意見表明)を受けております。また、会計制度変更やその他重要な会計課題について、適宜アドバイスを受けております。

なお、当社と同監査法人、監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

●顧問弁護士

顧問弁護士につきましては、複数の弁護士事務所と顧問契約を締結し、重要な法務課題および経営上の法律相談など、必要に応じてアドバイスを受ける体制になっております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
白石勝代	49,490,000	26.9
株式会社さくら画廊	40,400,000	22.0
白石幸栄	20,200,000	11.0
株式会社ギャラリー白石	3,787,500	2.1
株式会社ベルコ	1,212,000	0.7
ユニオン バンケ プリベ	924,380	0.5
鶴田 昭彦	698,891	0.4
大和証券株式会社	669,790	0.4
斎藤幸子	606,000	0.3
諸橋 勉	600,000	0.3

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 <small>更新</small>	ジャスダック
決算期 <small>更新</small>	3月
業種 <small>更新</small>	小売業
(連結) 従業員数 <small>更新</small>	100人以上500人未満
(連結) 売上高 <small>更新</small>	100億円以上1000億円未満
親会社 <small>更新</small>	なし
連結子会社数 <small>更新</small>	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社におきましては、親会社や上場子会社はございませんので、記載すべき該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	8名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
ジャン・ポール・トルコ ウスキー	他の会社の出身者					○				
リオール・クンスラー	他の会社の出身者					○				

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
ジャン・ポール・トルコ ウスキー	同氏は、当社が扱うダイヤモンドの仕入先であるベルギーのダイヤモンド研磨会社「EXELCO N.V.」の社長および「F.T.K. BVBA Worldwide Manufacturing」のマネージング・ディレクターであります。なお、同氏に	平成13年に当社取締役として就任以来、永年にわたって、ダイヤモンドの専門家、海外企業の経営者としての立場から当社の経営に関して適切な助言、指導を行っていただき、当社の経営強化に役立つ人材であ

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由
	よる当社株式の保有はありません。	ると判断しております。
リオール・クンスラー	同氏は、当社が扱うダイヤモンドの仕入先であるベルギーのダイヤモンド研磨会社「EXELCO N.V.」の社長および「F.T.K. BVBA Worldwide Manufacturing」のマネージング・ディレクターであります。なお、同氏による当社株式の保有はありません。	平成13年に当社取締役として就任以来、永年にわたって、ダイヤモンドの専門家、海外企業の経営者としての立場から当社の経営に関して適切な助言、指導を行っていただき、当社の経営強化に役立つ人材であると判断しております。

その他社外取締役の主な活動に関する事項

両氏とも欧州に居住するため、取締役会への出席が限られているものの、取締役会開催時には、事務局より社外取締役2名に対する議案の事前説明を行っております。その後、社外取締役2名は、他取締役等と意見交換した上で、議案に対する意見を表明し、決議にも参加しております。

【 監査役関係 】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
監査役の人数 更新	4名

監査役と会計監査人の連携状況

監査役会に対して、会計監査人であるピーエー東京監査法人より、年2回の会計監査などの詳細な説明が行われ、毎回積極的な質疑応答により、監査役と会計監査人の相互連携をはかっております。また、監査役と会計監査人は必要に応じて、その都度、情報・意見交換を行っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査室は、期初に計画した内部監査計画書にもとづき、全店舗・全部署への内部監査を実施し、その内容を内部監査報告書としてまとめ、会長、社長に直接提出するとともに、監査役にも内部監査報告書を提出しております。

また、監査役による業務監査によって指摘された事項につきましては、監査役より会長、社長に報告されるとともに、内部監査室にも報告されており、相互の連携をとりながら内部管理体制の強化に取り組んでおります。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
朝井 匡人	他の会社の出身者					○				
宮崎 一成	他の会社の出身者					○				
山根 裕一郎	他の会社の出身者									○

※1 会社との関係についての選択項目

a 親会社出身である

b その他の関係会社出身である

c 当該会社の大株主である

d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している

e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である

g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている

h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している

i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
朝井 匡人	当社の株式 42,400 株を保有しています。	同氏は、株式会社フジサンケイアドワーク専務取締役として活躍した経験を有しており、その豊富な知識と経験を活かし、独立・客観的な立場で助言をもらえると判断したためであります。
宮崎 一成	——	同氏は、株式会社ビジネスバンク パートナーズの取締役として活躍しており、公認会計士としての専門知識を有すると同時に法令遵守体制の構築にも意欲的であり、当社の内部管理体制強化につながるものと判断したためであります。
山根 裕一郎	——	同氏は、合資会社 天佑の代表社員であり、企業経営者としての立場と広告・デザイン業界での経験を活かし、当社では経費面での比重の高いデザイン・広告取引などの適正性についての監査に適切な人材であると判断したためであります。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

平成 18 年 4 月から平成 19 年 3 月末までの間に、監査役会は計 11 回開催しており、社外監査役からは内部監査、財務情報および会計監査などにつき、独立・客観的な立場から意見や助言をもらっております。

また、社外監査役は、内部監査室と連携して店舗・部署を対象とした実地立会いの業務監査も行っており、その意見や助言は業務改善にも反映されております(平成 19 年 3 月期の外部監査役の業務監査実績は 4 店舗)。

【 インセンティブ関係 】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

現在のところ、通常の役員報酬で対応しているため、ストック・オプションなどのインセンティブは実施しておりません。

【 取締役報酬関係 】

開示手段 更新

有価証券報告書、決算短信

開示状況 更新

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

現在のところ、当社は全取締役の報酬総額を開示しております。

【 社外取締役(社外監査役)のサポート体制 】

総務部と資本政策部にて、取締役会の事務局業務を担当しております。

社外取締役につきましては、海外に居住するため、取締役会への出席が限られているものの、取締役会開催時には事務局より社外取締役に事前説明を行っております。

また、第12期株主総会(平成18年6月開催)における定款の一部変更により、取締役会の書面または電磁的記録による決議が可能となり、事務局による社外取締役のサポートも、より機動的に行えるようになっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

(1) 業務執行の方法

取締役会は、現在8名の取締役によって構成され、うち2名は社外取締役であります。

当社は取締役統括制度を導入しており、常勤の取締役のうち、4名を営業統括、商品・ブランド統括、管理統括、監査統括に任命し、迅速で的確な業務執行の意思決定と監督を行っております。

また、経営に関する重要事項につきましては、経営会議(取締役、監査役、執行役員によって構成)で事前に検討したうえで、承認された事項を取締役に協賛し、決議しております。

なお、取締役会は原則として、月1回以上(平成18年4月から平成19年3月末までの期間に計21回開催)、経営会議は原則として月2回以上(平成18年4月から平成19年3月末までの期間に計28回開催)開催しており、変化する経営環境に対応し、機動的な意思決定を行っております。

(2) 監査・監督の方法

① 内部監査

代表取締役社長直轄の組織として内部監査室(取締役含め担当者 3 名)を設置し、全ての部署・店舗を対象に業務の遂行状況、法令・規則および社内規程の遵守状況の内部監査を定期的を実施しております。また、この業務監査の結果は、内部監査報告書として直接会長、社長に報告されると同時に、監査役にも提出されています。

② 監査役監査

監査役会は、監査の方針、会社の業務および財産状況の調査、その他の監査役の職務執行に関する事項を定め、監査役監査を実施しております。また、監査役は、取締役会および経営会議などの重要な会議への出席により、直接経営を監視・監督しております。

③ 会計監査

会計監査人につきましては、ビーエー東京監査法人に委嘱し、会社法監査および証券取引法監査を受けております。前期において、業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

● 業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員: 公認会計士 原 伸之、若槻 明

● 監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士 2 名、会計士補 1 名、その他 2 名 計 5 名

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	平成 17 年 6 月より、インターネット (http://www.it-soukai.com/) による議決権行使を可能としております。
その他	平成 18 年 4 月より、株主総会の招集通知および決議通知書を、当社ホームページ (http://www.cima-ir.jp/index05-2.html) に掲載しております。

2. IR に関する活動状況 更新

代表者自身による説明の有無	補足説明
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	あり 毎年 2 回、中間期と通期（3 月期）の決算発表後に、代表取締役をはじめ、トップマネジメントが直接説明するアナリスト向け決算説明会を開催しております。
IR 資料のホームページ掲載	あり 決算報告（通期、中間期、第 1 四半期、第 3 四半期など）、有価証券報告書、コーポレート・レポート、決算説明会資料、決算公告など、各種 IR 情報を当社ホームページ上 (http://www.cima-ir.jp/) に掲載しております。
IR に関する部署（担当者）の設置	— 資本政策部に、2 名の担当者を配置しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等により	「適時開示規程」において、当社の株主、その他すべてのステークホルダー（お客様、役職員、提

<p>ステークホルダーの立場の尊重について規定</p>	<p>携先、取引先など）および市場における投資者の立場を尊重しながら、適時適切な情報開示をすることを定めております。</p>
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>証券取引法、証券取引所の定める開示規則などの法令および諸規則にもとづき、当社は独自に「ディスクロージャー・ポリシー」と「適時開示規程」を定め、業務フローとプロセスにそって、すべてのステークホルダーおよび市場に対して、経営情報などを適時適切に提供しております。</p>

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

I. 基本方針

当社は、持続的成長により株主利益および企業価値の最大化に努めることを目標とし、質の高い商品とサービスの提供を通じて社会に貢献していきます。

そのために、業務の適正性を確保するための体制を整備し、それを適切に運用することにより、法令および定款などを遵守するとともに、上場企業としての社会的責任、使命を果たします。

II. 内部統制の体制の整備に関する方針

1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、法令、規則およびルールの遵守を定めた「行動規範」や各種社内規程を、社内のグループウェアを通じて、全役職員に継続的に周知徹底をはかると同時に、啓蒙教育や研修を行います。

(2) 監査役は、取締役会および経営会議に出席し、会社の決議事項のプロセス・内容などが法令および定款などにもとづき、適合しているかを確認します。

(3) 内部監査室は、従業員が、法令、定款および社内規程などにもとづき、適正に職務を遂行しているかどうかを「内部監査規程」にもとづき監査し、その監査結果を会長、社長に報告します。

(4) 当社は、従業員が、法令、定款および社内規程などに疑義のある行為に気づいた場合に、従業員が代表取締役もしくは常勤監査役に直接情報提供を行うことのできる「ホイッスルライン」を設置し、内部統制システムの強化をはかっています。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理については、「取締役会規程」およびその他の関連規程にもとづき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に行います。

(2) 取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できます。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、リスクマネジメントの対象となるリスクおよび会社内における対策、組織、責任、権限などを規定した「経営危機管理規程」にもとづき、未然防止、リスクの解消、事故などの再発防止に努めています。

(2) 当社の各部門は、あらゆるリスクに対応するため、所管業務に付随するリスクの管理に必要な体制(リスクの発見、情報伝達、対応など)を構築し、その整備・運用を行うとともに、組織横断的なリスク状況の監視および対応体制を構築します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

(1) 取締役は、責任と権限に関する基本事項を定めた「職務権限規程」および「職務権限明細表」にもとづき、適正かつ効率的に職務を執行します。

(2) 業務執行の監視・監督範囲を明確化するため、代表取締役以外の常勤取締役を統括取締役とし、担当部署および執行役員の監視・監督ができるようにしています。

(3) 取締役会は、毎期、全役職員の共通目標となる「事業計画」を決定し、その進捗状況を適宜チェックします。

(4) 取締役統括は、目標達成のために権限委譲を含めた効率的な業務運営の方法を定め、定期的な進捗状況を取締役に報告します。

(5) 当社は、重要事項の意思決定において、慎重な審議を重ねた上で決議が行えるよう取締役会のほかに経営会議を設置しています。取締役会は、原則として毎月 1 回以上、経営会議は、原則として毎月 2 回以上開催し、意思決定のプロセスを遵守し、職務執行状況における牽制機能を強化していきます。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、「関係会社管理規程」にもとづき、グループ会社に対する適切な経営管理を行います。

(2) 当社は、グループ会社全体で、コンプライアンス体制を構築するために、当社の「行動規範」の遵守をグループ会社にも徹底します。そのために、グループ会社においても、継続的に周知徹底をはかり、必要に応じて啓蒙教育や研修を行います。

(3) 当社の監査担当部署は、「関係会社管理規程」にもとづき、グループ会社の監査を実施し、監査報告書を当社代表取締役社長へ提出します。なお、問題があるときは、適宜改善を行います。

(4) グループ会社においても、複合的なリスクに対応するため、業務に付随するリスク管理に必要な体制(リスクの発見、情報伝達、対応など)を構築し、その整備・運用を行います。

(5) グループ会社の取締役および従業員は、グループ各社における重大な法令違反、その他コンプライアンスにかかわる重要な事実を発見したときは、当該会社の代表取締役または監査役に報告します。報告を受けた代表取締役または監査役は、適切な対応を行える体制を構築します。

6. 監査役がその職務を補助すべき補助者を置くことを求めた場合における当該補助者に関する事項

(1) 監査役会から職務補助のための補助者を求められたときは、独立した補助者を任命します。その際、取締役などからの独立性を確保するため、補助者の人事評価は監査役会が行い、補助者の人事異動および懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るようにしています。

(2) 監査役補助者は、業務の執行に関わる役職を兼務しません。

7. 取締役および従業員が、監査役会に報告をするための体制

(1) 取締役および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正行為を発見したとき、その他監査役会へ報告すべきものと定めた事項が生じたときは、すみやかに監査役会に報告します。

(2) 監査役は、必要がある場合には、稟議書その他社内の重要書類、資料などを閲覧できるようにしています。

8. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

(1) 代表取締役は、役職員の監査役監査に対する理解およびその環境の整備に努めます。

(2) 代表取締役は、「監査役会規程」にもとづき、当社の経営上の対処すべき課題、その他監査上の重要課題などについて、監査役と定期的な意見交換を行います。

(3) 監査役は、必要と認めるときは、特定の事項について、内部監査室およびその他の部署に、監査役監査に対し協力を求められるようにしています。

(4) 監査役は、定期的に会計監査人と財務および会計に関する事項などの協議・意見交換をするなど、緊密な連携をはかり、その監査業務が実効的に行えるようにしています。

参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

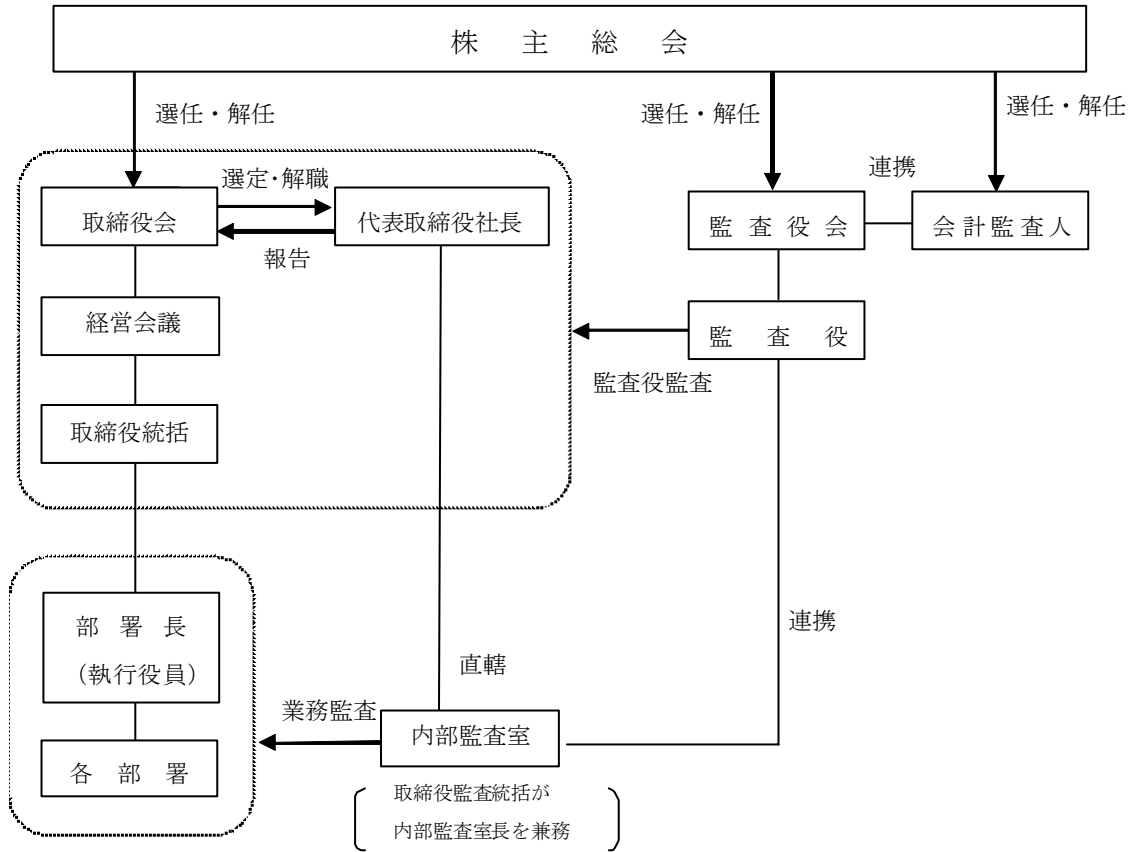
1. 買収防衛に関する事項

特にありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特にありません。

【 参考資料：模式図 】



平成 19 年 5 月 10 日

各 位

会社名 株式会社 シーマ
 代表者名 代表取締役社長 恩田 饒
 (JASDAQ・コード 7638)
 問合せ先 資本政策部長 柳田 純克
 電 話 03-3567-8098

内部統制システムの基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 18 年 5 月 10 日に開示しました「内部統制システムの整備に関する基本方針」について、下記のとおり、その一部を改定することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

(下線__は、改定部分)

改定前	改定後
<p>1. 基本理念 <u>会社法に基づき内部統制システムの整備・構築を図ることは勿論のこと、企業倫理を重視し、公開会社としての社会的責任を意識した行動をする。</u></p> <p>2. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 <u>(1) 取締役および従業員の職務の執行が、法令および定款に適合し、かつ企業倫理の遵守および社会的責任を果たすため、「基本理念」を当社の行動規範とすると同時に、その関連社内規程を整備し、全役職</u></p>	<p>I. 基本方針 <u>当社は、持続的成長により株主利益および企業価値の最大化に努めることを目標とし、質の高い商品とサービスの提供を通じて社会に貢献していきます。</u> <u>そのために、業務の適正を確保する体制を整備し、それを適切に運用することにより、法令および定款などを遵守するとともに、上場企業としての社会的責任、使命を果たします。</u></p> <p>II. 内部統制の体制の整備に関する方針 1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 <u>(1) 当社は、法令、規則およびルールを定めた「行動規範」や各種社内規程を、社内のグループウェアを通じて、全役職員に継続的に周知徹底をはかり、啓蒙教育や研修を行います。</u></p>

員に周知徹底させる。

- (2) 監査役は、取締役会および経営会議に出席し、会社の決議事項のプロセス・内容等が法令・定款・規程に基づき不備がないかを確認する。
- (3) 従業員が、法令・定款・規程に基づき職務を遂行しているかどうかを確認する機関である内部監査室の機能充実を図る。内部監査室は、その監査結果の重要事項を代表取締役に報告する。
- (4) 法令上疑義のある行為等については、従業員が代表取締役若しくは常勤監査役宛に直接情報提供を行うことのできるホイッスルラインを設置する。

3. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に関する情報の保存および管理に関しては、関連社内規程を整備し、適切に管理、保存する。
- (2) 取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧することができる。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスクマネジメントの対象となるリスクの分類を行い、各リスクに関する社内規程を整備する。
- (2) 組織横断的なリスク状況の監視および対応体制を構築する。

- (2) 監査役は、取締役会および経営会議に出席し、会社の決議事項のプロセス・内容などが法令および定款などにもとづき、適合しているかを確認します。
- (3) 内部監査室は、従業員が、法令、定款および社内規程などにもとづき、適正に職務を遂行しているかどうかを「内部監査規程」にもとづき監査し、その監査結果を代表取締役に報告します。
- (4) 当社は、法令、定款および社内規程などに疑義のある行為について、従業員が代表取締役もしくは常勤監査役に直接情報提供を行うことのできる「ホイッスルライン」を設置し、内部統制システムの強化をはかります。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行にかかると情報の保存および管理については、「取締役会規程」およびその他の関連規程にもとづき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に行います。
- (2) 取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できます。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、リスクマネジメントの対象となるリスクおよび会社内における対策、組織、責任、権限などを規定した「経営危機管理規程」にもとづき、未然防止、リスクの解消、事故などの再発防止に努めます。
- (2) 当社の各部門は、あらゆるリスクに対応するため、所管業務に付随するリスクの管理に必要な体制（リスクの発見、情

<p>5. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制</p> <p>(1) 取締役会は、毎期、全役職員の共通目標となる事業計画書を策定し、その進捗状況を適宜レビューする。</p> <p>(2) 担当取締役は、その目標達成のために権限委譲を含めた効率的な達成方法を定め、定期的な進捗状況を取締役に報告する。</p> <p>6. 企業集団における業務の適正性確保のための体制整備</p> <p>(1) 企業集団としての「行動規範」を策定し、全役職員への浸透を図る。</p> <p>(2) 代表取締役および監査役は、グループ会</p>	<p>報伝達、対応など)を構築し、その整備・運用を行うとともに、組織横断的なリスク状況の監視および対応体制を構築します。</p> <p>4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制</p> <p>(1) 取締役は、責任と権限に関する基本事項を定めた「職務権限規程」および「職務権限明細表」にもとづき、適正かつ効率的に職務を執行します。</p> <p>(2) 業務執行の監視・監督範囲を明確化するため、代表取締役以外の常勤取締役を統括取締役とし、担当部署および執行役員_の監視・監督ができるようにしています。</p> <p>(3) 取締役会は、毎期、全役職員の共通目標となる「事業計画」を決定し、その進捗状況を適宜チェックします。</p> <p>(4) 担当取締役は、目標達成のために権限委譲を含めた効率的な業務運営の方法を定め、定期的な進捗状況を取締役に報告します。</p> <p>(5) 当社は、重要事項の意思決定において、慎重な審議を重ねた上で決議が行えるよう経営会議、取締役会を設置しています。取締役会は、原則として毎月1回以上、経営会議は、原則として毎月2回以上開催し、意思決定のプロセスを遵守し、職務執行状況における牽制機能を強化していきます。</p> <p>5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</p> <p>(1) 当社は、「関係会社管理規程」にもとづき、グループ会社に対する適切な経営管理を行います。</p> <p>(2) 当社は、グループ会社全体で、コンプ</p>
---	---

社の適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。

- (3) グループ会社の取締役、従業員はグループ各社における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、当該会社の代表取締役または監査役に報告する。報告を受けた代表取締役または監査役は、適切な対応を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき補助者を置くことを求めた場合における当該補助者に関する体制

- (1) 監査役会から職務補助のための補助者を求められたときは、独立した補助者を任命する。その際、取締役等からの独立性を確保するため、補助者の人事評価は監査役会が行い、補助者の人事異動および懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。
- (2) 監査役補助者は、業務の執行に関わる役職を兼務しない。

ライアンス体制を構築するために、当社の「行動規範」の遵守をグループ会社にも徹底します。そのために、グループ会社においても、継続的に周知徹底をはかり、必要に応じて啓蒙教育や研修を行います。

- (3) 当社の監査担当部署は、「関係会社管理規程」にもとづき、グループ会社の監査を実施し、監査報告書を当社代表取締役社長へ提出します。なお、問題があるときは、適宜改善を行います。

- (4) グループ会社においても、複合的なリスクに対応するため、業務に付随するリスク管理に必要な体制（リスクの発見、情報伝達、対応など）を構築し、その整備・運用を行います。

- (5) グループ会社の取締役および従業員は、グループ各社における重大な法令違反、その他コンプライアンスにかかわる重要な事実を発見したときは、当該会社の代表取締役または監査役に報告します。報告を受けた代表取締役または監査役は、適切な対応を行える体制を構築します。

6. 監査役がその職務を補助すべき補助者を置くことを求めた場合における当該補助者に関する事項

- (1) 監査役会から職務補助のための補助者を求められたときは、独立した補助者を任命します。その際、取締役などからの独立性を確保するため、補助者の人事評価は監査役会が行い、補助者の人事異動および懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るようにしています。
- (2) 監査役補助者は、業務の執行に関わる役職を兼務しません。

8. 取締役および従業員が、監査役会に報告をするための体制

- (1) 取締役および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき、およびその他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役会に報告する。
- (2) 監査役は、主要な稟議書その他社内の重要書類、および要請する関係書類・資料等を閲覧することができる。

9. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、役職員の監査役監査に対する理解、およびその環境の整備に努める。また、監査部門との定期的な意見交換会を開催するなどの連携を図り、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。
- (2) 監査役は、必要と認めたときは、特定の事項について、内部監査室およびその他の部署に、監査の協力を求めることができる。
- (3) 監査役は、監査業務の充実と効率化を図るため、定期的に会計監査人と情報・意見交換等の緊密な連携を図る。

7. 取締役および従業員が、監査役会に報告をするための体制

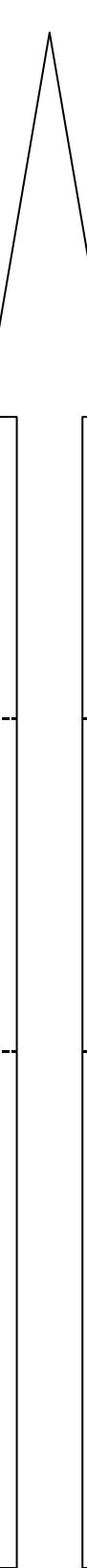





- (1) 取締役および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正行為を発見したとき、その他監査役会へ報告すべきものと定めた事項が生じたときは、すみやかに監査役会に報告します。
- (2) 監査役は、必要がある場合には、稟議書その他社内の重要書類、資料などを閲覧できるようにしています。

8. その他監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、役職員の監査役監査に対する理解およびその環境の整備に努めます。
- (2) 代表取締役は、「監査役会規程」にもとづき、当社の経営上の対処すべき課題、その他監査上の重要課題などについて、監査役と定期的な意見交換を行います。
- (3) 監査役は、必要と認めたときは、特定の事項について、内部監査室およびその他の部署に、監査役監査に対し協力を求められるようにしています。
- (4) 監査役は、定期的に会計監査人と財務および会計に関する事項などの協議・意見交換をするなど、緊密な連携をはかり、その監査業務が実効的に行えるようにしています。

以上

日本版SOX法に向けての今後の取組み(平成19年10月1日～平成19年12月28日)

2007/10/1	2007/11/1	2007/11/15	2007/12/1	2007/12/28
<p>全体工程 (業務フロー、業務記述書、RCMの作成)</p>				
<p>詳細工程① (業務フロー、業務記述書、RCMの70%までを作成)</p>				
<p>詳細工程② (社内レビュー内容を文書へ反映)</p>				
<p>詳細工程③ (全体調整/BA監査法人と調整)</p>				
<p>大工程の区分① (各部よりフロー、プロセスのチャート作成)</p>				
<p>大工程の区分② (各部からの資料を文書化)</p>				
<p>大工程の区分③ (文書化内容の社内レビュー)</p>	